

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

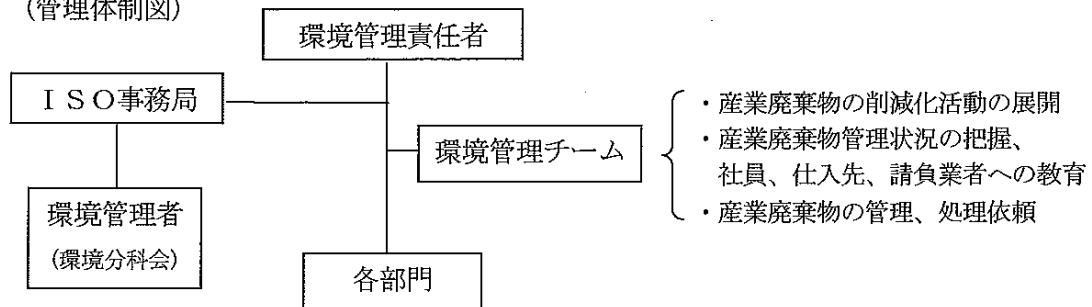
産業廃棄物処理計画書	
平成30年6月26日	
愛知県知事 殿	
提出者 〒444-1314	
住 所 愛知県高浜市論地町五丁目1番地10	
氏 名 エヌティーテクノ株式会社	
代表取締役 内藤 大介	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-52-0020	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	エヌティーテクノ株式会社
事業場の所在地	愛知県高浜市論地町五丁目1番地10
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額 35,729百万円(平成29年度)
③従業員数	910人(平成30年4月1日時。役員・嘱託・短時間勤務・派遣含)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<製品加工> ●汚泥(固形・スリ・防炭剤)⇒再生処理業者に委託再資源化(一部、焼却・埋立)。 ●金属くず(研磨粉)⇒再生処理業者に委託再資源化 ●廃油・廃油(濃縮・廃液)⇒再生処理業者に委託再資源化(一部、油水分離後埋立)。 ●廃アルカリ・汚泥(油泥)・廃油(油含スラッジ)・油付廃プラ ⇒中間処理業者に委託、焼却又は中和後埋立。 <梱包廃材等(木くず・廃プラ・廃プア)>⇒再生処理業者に委託、燃料等に再資源化(一部埋立)。 <消耗品他(廃却砥石・耐火レンガ)>⇒再生処理業者に委託し、再資源化(一部埋立)。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（固形状）	金属くず（研磨粉）
	排 出 量	237.8 t	233.68 t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥（固形状）と金属くず（研磨粉）が混ざると金属くずのリサイクル処分が出来ないので、引き続き、汚泥と金属くずを混ぜないように分別処理の教育をしています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（固形状）	金属くず（研磨粉）
	排 出 量	275 t	270 t
	（今後実施する予定の取組） ・汚泥（固形状）と金属くず（研磨粉）が混ざると金属くずのリサイクル処分が出来ないので、混ぜないように分別処理の教育をします。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・汚泥（固形状）と金属くず（研磨粉）の2種類に分別し、処理しています。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き、汚泥（固形状）と金属くず（研磨粉）の2種類に分別し、処理します。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
【前年度（28年度）実績】						
①現状	汚泥（スラリー）	廃油	汚泥（油泥）	汚泥（防炭剤）	廃油（切削スラッジ）	廃油（油泥）
	73 t	141.2 t	0 t	11.81 t	2.18 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		(これまでに実施した取組)	(これまでに実施した取組)	(これまでに実施した取組)	(これまでに実施した取組)
	・ゴミやスラッジを除去し、油類の使用期間の延命をはかるようにしています。		・特に実施していることはありません。	・特に実施していることはありません。	・特に実施していることはありません。	・特に実施していることはありません。
②計画	汚泥（スラリー）	廃油	汚泥（油泥）	汚泥（防炭剤）	廃油（切削スラッジ）	廃油（油泥）
	84 t	160 t	2 t	13 t	3 t	2 t
	(今後実施する予定の取組)		(今後実施する予定の取組)	(今後実施する予定の取組)	(今後実施する予定の取組)	(今後実施する予定の取組)
	・引き続き、ゴミやスラッジを除去し、油類の使用期間の延命をはかるようにします。		・特に実施することはありません。	・特に実施することはありません。	・特に実施することはありません。	・特に実施することはありません。
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・特に実施していることはありません。		・特に実施していることはありません。		・特に実施していることはありません。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・特に実施することはありません。		・特に実施することはありません。		・特に実施することはありません。	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状	【前年度（29年度）実績】				
	廃油（濃縮液）	廃油（廃液）	廃アルカリ（廃液）	汚泥（廃試薬）	廃油（廃試薬）
	876.04t	88t	50.77t	0.001t	0.0001t
	(これまでに実施した取組) ・廃油となる前の過程で上部の浮上油をオイルスキマーで取り出し、リサイクル可能な業者へ引取らせ、処理をしています。 ・オイルスキマーを増設し、リサイクル可能な浮上油の回収量を増やしました。 ・排水処理施設の保守・運転を適切に行い、廃油・廃アルカリの排出が少なくなるように努めています。 ・適切に処理を行いました。				
②計画	【目標】				
	廃油（濃縮液）	廃油（廃液）	廃アルカリ（廃液）	汚泥（廃試薬）	廃油（廃試薬）
	1,000t	100t	58t	0.001t	0.0001t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、廃油となる前の過程で上部の浮上油をオイルスキマーで取り出し、リサイクル可能な業者へ引取らせ、有価物処理化を進めます。 ・油のリサイクル可能な業者を探し、リサイクル化を進めます。 ・引き続き、排水処理施設の保守・運転を適切に行い、廃油・廃アルカリの排出が少なくなるように努めます。 ・排水処理設備での処理量を増やし、業者処理量を低減します。 ・産業廃棄物としての処理が必要な場合は、適切に処理をします。				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油となる前の過程で上部の浮上油をオイルスキマーで取り出し、リサイクル可能な業者へ引取らせるようにしています。				
	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・処理方法を明確にし、分別をしています。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き、処理方法を明確にし、分別をします。				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
【前年度（29年度）実績】										
	廃プラスチック類	廃プラスチック類（混合）	廃プラスチック類（油付）	木くず	ガソリン（燃費）	ガソリン（燃費）	ガソリン（燃費）	がれき類（耐火レンガ）	がれき類（耐火レンガ）	
	229.23t	26.77t	7t	20.96t	0.528t	12.238t	0t	0t	0t	
	(これまでに実施した取組)				(これまでに実施した取組)				(これまでに実施した取組)	
①現状	・木製パレットについては、修理できる物は修理し、木くずの排出を少なくするようにしています。 ・用途に応じてですが、パレットは破損が少ないプラスチック製を採用し、木くずの発生が少なくなるようにしています。				・蛍光灯は、工場の増築・新築時について、省エネ型に変更し、廃棄の抑制につなげるようにしています。 ・砥石は契約時に可能な限り、業者に引き取ってもらおうようにしています。				・特に実施していることはありません。	
	【目標】									
	廃プラスチック類	廃プラスチック類（混合）	廃プラスチック類（油付）	木くず	ガソリン（燃費）	ガソリン（燃費）	ガソリン（燃費）	がれき類（耐火レンガ）	がれき類（耐火レンガ）	
	260t	30t	8t	24t	0.6t	14t	2t	10t	10t	
②計画	・引き続き、木製パレットについては、修理できる物は修理し、木くずの排出を少なくするようにしていきます。 ・引き続き、用途に応じてですが、パレットは破損が少ないプラスチック製を採用し、木くずの発生が少なくなるようにしていきます。				・引き続き、蛍光灯は工場の増築・新築時について、省エネ型に変更し、廃棄の抑制につなげるようにしていきます。 ・引き続き、砥石は契約時に可能な限り、業者に引き取ってもらおうようにしていきます。				・特に実施することはありません。	
産業廃棄物の分別に関する事項										
	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	・プラスチック類は、できるだけ金属を取り除き、分別するようにしています。 ・プラスチック類は油が付着したものともそうでないものに分け、可能な限りリサイクルできるように分別をしています。				・蛍光灯は、長さにより分別しています。 ・蛍光灯は、明示の見直し（水銀使用を謳う）しました。 ・分別がしやすいように廃棄物置場の2S管理を確実にしています。				・特に実施していることはありません。	
②計画	・引き続き、プラスチック類は、できるだけ金属を取り除き、分別するようにしていきます。 ・引き続き、プラスチックは油が付着したものともそうでないものに分け、可能な限りリサイクルできるように分別をしていきます。				・引き続き、蛍光灯は、長さにより分別しています。 ・蛍光灯は、破損しないよう、更に分別を強化します。 ・引き続き、分別がしやすいように廃棄物置場の2S管理を確実にしていきます。				・特に実施することはありません。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 対象のものなし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 対象のものなし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 対象のものなし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】 ※別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※別紙の通り		

① 現状	【前年度（２９年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥 （固形状）	金属くず （研磨粉）	汚泥 （スラリー）	廃 油	汚泥 （油泥）	汚泥 （防炭剤）	廃油 （切削スラッジ）
	全 処 理 委 託 量	237.8 t	233.68 t	73 t	141.2 t	0 t	11.81 t	2.18 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	237.8 t	233.68 t	t	t	0 t	11.81 t	2.18 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	237.8 t	233.68 t	73 t	141.2 t	0 t	11.81 t	2.18 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	237.8 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施 した取組）	金属くず（研 磨粉）と分別 し、業者を分 けて委託処理 をしています。	汚泥（固形状）と 分別し、業者を分 けて委託処理をし ています。	特に実施して いることはありま せん。	特に実施して いることはありま せん。	特に実施して いることはありま せん。	優良認定処理 業者に処理を 委託していま す。	優良認定 処理業者に処 理を委託して います。

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚泥 (固形状)	金属くず (研磨粉)	汚泥 (スラリー)	廃油	汚泥 (油泥)	汚泥 (防炭剤)	廃油 (切削スラッジ)
	全処理委託量	275 t	270 t	84 t	160 t	2 t	13 t	3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	275 t	270 t	t	t	2 t	13 t	3 t
	再生利用業者への 処理委託量	275 t	270 t	84 t	160 t	2 t	13 t	3 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	275 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する 予定の取組)	引き続き、金属くず（研磨粉）と分別し、業者を分けて委託処理をします。	引き続き、汚泥（固形状）と分別し、業者を分けて委託処理をします。	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	引き続き、優良認定処理業者に処理を委託します。	引き続き、優良認定処理業者に処理を委託します。
※事務処理欄								

(第4面)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（29年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃油 (油泥)	廃油 (濃縮液)	廃油 (廃液)	廃アルカリ (廃液)	汚泥 (廃試薬)	廃油 (廃試薬)
	全処理委託量	0 t	876.04 t	88 t	50.77 t	0.001 t	0.0001 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	876.04 t	t	t	0.001 t	0.0001 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	876.04 t	88 t	50.77 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施 した取組)	優良認定処理業 者に処理を委託 しています。	優良認定処理業 者に処理を委託 しています。	特に実施してい ることはありません。	特に実施してい ることはありません。	特に実施してい ることはありません	特に実施してい ることはありません。

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃油 (油泥)	廃油 (濃縮液)	廃油 (廃液)	廃アルカリ (廃液)	汚泥 (廃試薬)	廃油 (廃試薬)
	全処理委託量	2 t	1,000 t	100 t	58 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2 t	1,000 t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	1,000 t	100 t	58 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する 予定の取組)	引き続き、優良 認定処理業者に 処理を委託しま す。	引き続き、優良 認定処理業者に 処理を委託しま す。	特に実施するこ とはありませ ん。	特に実施するこ とはありません。	特に実施する ことはありませ ん	特に実施する ことはありませ ん。
※事務処理欄							

(第4面)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（２９年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃プラスチック類（混合）	廃プラスチック類（油付）	木くず	ガラスコンクリート（蛍光管・ガラス）	ガラスコンクリート（廃却砥石）	鉋さい（耐火シヤ）	がれき類（耐火シヤ）
	全処理委託量	229.23 t	26.77 t	7 t	20.96 t	0.528 t	12.238 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	7 t	9.3 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	229.23 t	26.77 t	t	20.96 t	0.528 t	12.238 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組）	特に実施していることはありません。	特に実施していることはありません。	優良認定処理業者に処理を委託しています。	特に実施していることはありません。	特に実施していることはありません。	特に実施していることはありません。	特に実施していることはありません。	特に実施していることはありません。

(第5面)

②計画	【目標】	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃プラスチック類（混合）	廃プラスチック類（油付）	木くず	ガラスコンクリート（蛍光管・ガラス）	ガラスコンクリート（廃却珪石）	鉋さい（耐火レンガ）	がれき類（耐火レンガ）
	全処理委託量	260 t	30 t	8 t	24 t	0.6 t	14 t	2 t	10 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	8 t	12 t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	260 t	30 t	t	24 t	0.6 t	14 t	2 t	10 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	
	（今後実施する予定の取組）	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	引き続き、優良認定処理業者に処理を委託します。	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	特に実施することはありません。	
	※事務処理欄									

(第5面)

②計画	【目標】※別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	※別紙の通り		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。